



有限会社トキワエンジニアリング

エコアクション21
環境活動報告書2021
(2021年10月1日～2022年9月30日)

対象範囲

対象組織：有限会社トキワエンジニアリング 全社

対象活動：通信・計測機器、医療機器、光学機器等の部品製造

2023年 3月26日発行

有限会社トキワエンジニアリング
E A 2 1 推進委員会

目次

1. 企業理念・環境活動方針	2
2. 企業概要	3
3. 組織図	4
4. 環境活動に関する役割	4
5. 年間活動計画	5
6. 環境目標とその実績	5
7. 主要な環境活動計画と評価	7
8. 環境活動への取り組み結果の評価	8
9. 代表者による全体の評価と見直し	9
10. 次年度環境活動計画	10
11. 環境関連法規への違反・訴訟等の有無	11

1. 企業理念・環境活動方針

企業理念

常に
夢を持ち
技術・技能を高め
社員の豊かな生活を目指す

環境方針

有限会社トキワエンジニアリングは快適な環境の中で事業活動を行うため環境の維持・改善を図り、地域からも信頼され豊かな社会づくりに貢献できる企業をめざします。

活動方針

- 一．製品の製造から出荷において省資源(原材料・消耗品・水資源など)・省エネルギー(電気・石油など)の推進、廃棄物の軽減など出来る限り環境の保全・向上に努力します。
- 二．環境関連法規を遵守し、環境保全に努めます。
- 三．継続的な環境改善と水質汚染・大気汚染などの未然防止に努めます。
- 四．社内の環境活動だけでなく、家庭・地域の環境保全運動にも進んで協力します。
- 五．企業活動において、化学物質使用量の使用削減、グリーン購入に努めます

制定日 1999 年 8 月 20 日

改定 2013 年 4 月 28 日

代表取締役 岩附 敬哉

2. 会社概要

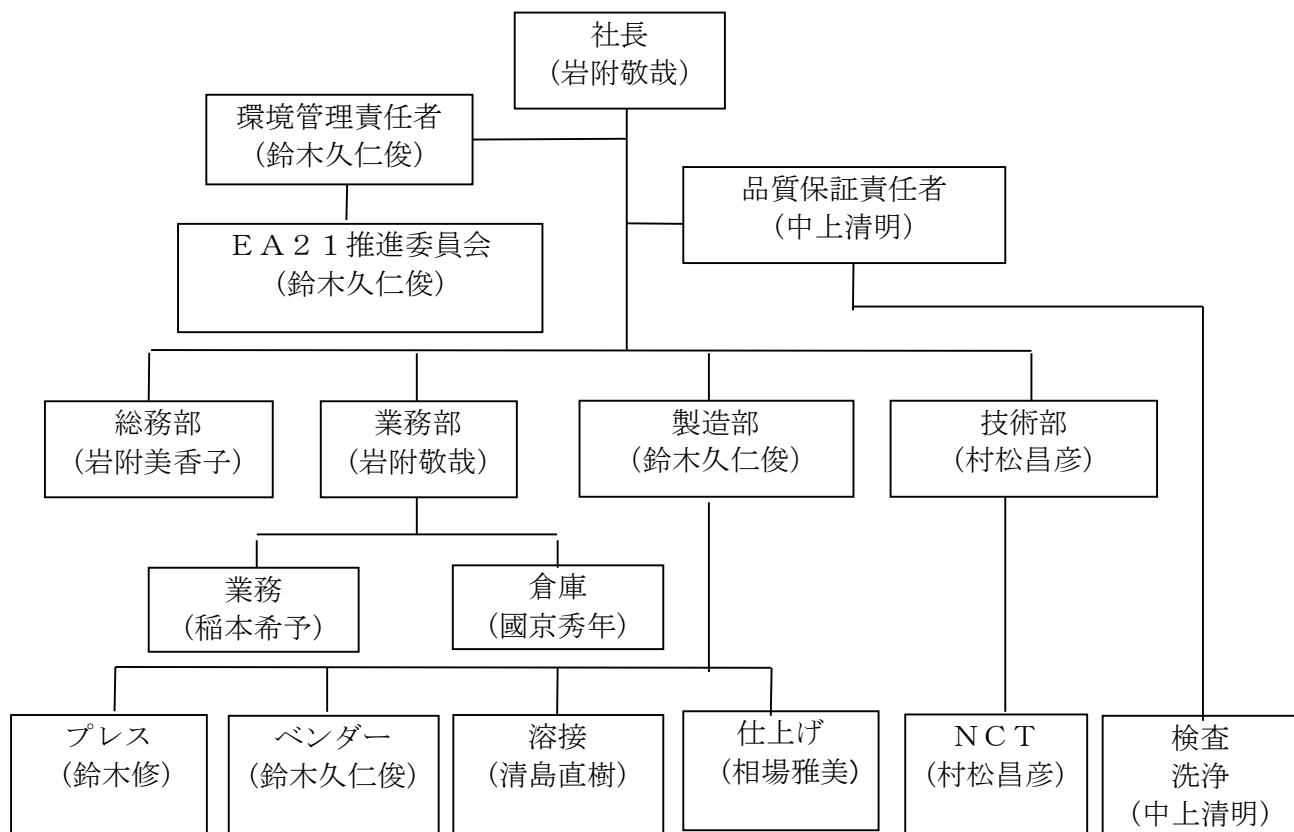
会社名称 有限会社トキワエンジニアリング
 代表取締役 岩附敬哉
 所在地 437-0215 静岡県周智郡森町森1 7 5 0
 連絡先 T e l 0 5 3 8 - 8 5 - 0 5 0 5
 F a x 0 5 3 8 - 8 5 - 2 1 1 8
 e - m a i l tokiwa@tokiwa-eng.jp
 環境管理責任者 鈴木 久仁俊
 環境管理担当者 鈴木 久仁俊
 従業員数 2 6 名
 事業規模

期	第 5 2 期	第 5 3 期	第 5 4 期	第 5 5 期
期間	H30. 10～R1. 9	R1. 10～R2. 9	R2. 10～R3. 9	R3. 9～R4. 9
売上高 (円)	336, 936, 261	339, 854, 219	346, 528, 554	388, 206, 265
総販売数 (件)	19734	16808	18, 950	15, 358
従業員数 (人)	2 6	2 6	2 5	2 6
工場床面積 (㎡)	2, 091	2, 091	2, 091	2, 091

事業内容

通信・計測機器、医療機器、光学機器等の部品製造

3. 組織図



4. 環境活動に関する役割

	役 割	活動時期
社長	環境活動目標の承認	期首
	環境活動推進のための資源準備	必要時
	環境活動報告書の承認	期首
	環境管理責任者の任命および解任	必要時
	E A 2 1 推進委員の任命および解任	必要時
	環境方針の策定	必要時
	経営における課題とチャンスの明確化	必要時
	環境マネジメントの見直し	必要時
環境管理責任者 (鈴木 久仁俊)	環境活動目標の設定	期首
	環境経営システムの構築	随時
	環境経営システム構築のための提言	必要時
	環境関連機関への届出・報告	必要時
E A 2 1 推進委員会	社員の環境活動取組みへの啓発活動。	毎月
	環境パトロールの実施（違法箇所・改善箇所などがないか）	毎月
	環境実績の集計	半年
	環境報告書の作成	毎年
各部署リーダー	各部署の環境活動の推進	毎日
	各部署の環境活動結果の報告	半年

5. 年間活動計画

担当	活動内容	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
社長	環境活動目標の承認	○											
	環境報告書の承認				○								
	防災訓練									○			
環境管理責任者	環境活動目標の設定												○
EA21推進委員会	社員の環境活動取り組みへの啓発活動				○						○		
	環境パトロールの実施		○		○		○		○		○		○
	環境実績の集計		○						○				
	環境報告書の作成			○									
各部署リーダー	各部署ごとの環境活動結果の報告	○						○					

6. 環境目標とその実績

(1) 環境目標

					目標値		
		単位	2019 年度 (基準年度)	2021 年度 (2019 年比)	2020 年度 (2019 年比)	2021 年度 (2019 年比)	2022 年度 (2019 年比)
二酸化炭素排出量 (C O ₂ 排出係数)		kg-CO ₂ /万円 * kg-CO ₂ /Kwh	2. 8422 (0. 426)	2. 4158	2. 7001	2. 4158	2. 2737
総エネルギー 投入量	電力	Kwh/万円*	4. 6335	4. 4481	4. 5408	4. 4481	4. 4018
	灯油	ℓ/万円 *	0. 0228	0. 02145	0. 002234	0. 02145	0. 02037
	プロパンガス	/万円 *	0	0	0	0	0
	ガソリン	ℓ/万円 *	0. 3498	0. 3358	0. 3428	0. 3358	0. 3323
	軽油	ℓ/万円 *	0	0	0	0	0
資源投入量		t	51. 66	49. 593	50. 626	49. 593	49. 077
水資源投入量 (上水)		m ³	197	193. 06	195. 03	193. 06	191. 09
廃棄物等排出 量	一般廃棄物	Kg	2800	2688	2744	2688	2660
	産業廃棄物	Kg	900.	900	900	900	900
化学物質	ジクロロメタン	ℓ	995	995	年間 1ton 未満		
グリーン購入	OA機器	件数	10	10	10	10	10
本業での環境 配慮	不良率	%	1. 029	0. 987	1. 008	0. 987	0. 977

(注1) 2019年度(基準年度)は18/10.1~19/9.30の1年間。

(注2) *の数値は、売上高を分母として算出

(2) 取組の実績

取組期間：2021年10月～2022年 9月

		単位	2021 年目標 A	2021 年実績 B	B/A (%)	削減率 (%)	達成状況
二酸化炭素排出量 (CO ₂ 排出係数 0.426)		kg-CO ₂ /万円 * kg-CO ₂ /Kwh	2.4158 0.426)	1.8286	75.69	24.31	◎
総エネルギー 投入量	電力	kWh/万円	4.4481	2.6411	59.37	41.63	◎
	灯油	L/万円	0.02145	0.0213	99.30	0.7	○
	プロパンガス	kg/万円	0	0	0	0	○
	ガソリン	L/万円	0.3358	0.2804	83.50	16.5	◎
	軽油	L/万円	0	0	0	0	○
資源投入量(上水は除く)		T	49.593	49.79	100.39	-0.39	◎
水資源投入量 (上水)		m ³	193.06	192	99.45	0.55	○
廃棄物等排出 量	一般廃棄物	kg	2688	2140	79.61	20.39	◎
	産業廃棄物	Kg	900	750	83.33	16.67	◎
化学物質	ジクロロメタン	Kg	995	995	100	0	○
グリーン購入	OA機器	件	10	10	100	0	○
本業での環境 配慮	不良率	%	0.987	1.286	130.29	-30.29	×

(注3) グリーン購入に関しては、各年の実績値/目標値

(達成状況：◎、○、△、×)

(注4) *の数値は、売上高を分母として算出

7. 主要な環境活動の評価

(評価：○、△、×) 2023/2/3

グループ名	環境活動内容	活動時期	評価
全社	不具合発生による製品の廃棄・修理・再製作の減少。	毎日	×
	簡易梱包の推進。	毎日	△
	水道配管からの漏水の確認	毎月	○
品質保証部 (中上)	始業前・休憩時間の消灯。	毎日	○
	エアコン設定温度 夏 26℃ 冬 21℃	使用期間	×
	始業前・休憩時間の暖房器具の消火。	使用期間	×
	外注先からの梱包材の再利用促進。	毎日	○
	水道蛇口の漏水確認（掲示有り）。	毎日	○
管理部 (岩附)	始業前・休憩時間の消灯。	毎日	○
	コピー用紙の裏面利用。二重印刷の撲滅	毎日	○
	グリーン商品（OA機器）の積極的購入	随時	○
業務 (明地)	始業前・休憩時間の消灯。	毎日	○
	エアコン設定温度 夏 26℃ 冬 21℃	使用期間	○
	コピー用紙の裏面利用。二重印刷の撲滅	毎日	△
	ゴミの分別。	毎日	○
	停車中のアイドリングを極力抑える。	毎日	○
	宅配便の活用など、配送ルートの見直しを行う。	毎日	△
	社用車の燃費計測→エコドライブの実践。	給油時	×
倉庫 (國京)	始業前・休憩時間及び不在場所の消灯。	毎日	○
	始業前・休憩時間及び不在場所の暖房器具の消火。	使用期間	△
	梱包資材の再使用。	毎日	○
	ゴミの分別。	毎日	○
技術部 (村松)	始業前・休憩時間の消灯。	毎日	○
	エアコンの設定温度 夏 26℃ 冬 21℃。	使用期間	×
	ファンヒーターの設定温度 21℃	使用期間	△
	コピー用紙の裏面利用。	毎日	○
NCT (村松)	始業前・休憩時間の消灯。	使用期間	△
	使用しない機械の電源を切る。	毎日	×
プレス・切削 (鈴木)	機械・照明など、こまめに電源を切る。	毎日	△
	不在場所の暖房機器の消火。	使用期間	△
ベンダー (鈴木)	始業前・休憩時間の消灯。	毎日	○
	不在時の扇風機・スポットクーラーの電源OFF。	使用期間	○
	不在時の暖房器具の消火。	使用期間	△
溶接 (清島)	休憩時の消灯・他部署の照明も点いていたら消灯する。	毎日	△
	不在時の暖房器具の消火。	使用期間	△
	暖房機器は必要以上に火力を強くせず、適度な温度に調整する。	使用期間	○
仕上げ (相場)	始業前・休憩時間の消灯。	毎日	○
	不在場所の暖房器具の消火。	使用期間	△
	脱脂装置を使用しない時は、ボイラーのスイッチを切る	毎日	△
	化学物質（ジクロロメタン）使用量の現状維持	毎日	○

8. 環境活動への取り組み結果の評価

今期は、前期と比較して、売上金額が増えた分、資源投入量が増えました。
しかし、二酸化炭素の排出量は大幅に削減ができました。

- ・ ガソリン
ガソリンの使用量は大幅に減らすことができました。冬場のエアコンの停止（暖房のみ）等の省エネ運転の効果が出てきたと思われます。
- ・ 電力消費量
2021年に実施した太陽光発電の効果が出ている。
- ・ 灯油
石油ストーブでの使用が大半です。冬に気温が高かったため、灯油の使用量を抑えることができました。
始業前や休憩時間などに一人で複数台のストーブを使用する。それほど気温が低くないのに暖房器具を使っているなど、暖房に関する省エネへの意識に個人差が大きい気がします。
今後は、暖かい日中は暖房器具を止めることなども、呼びかけていきたい。
- ・ 資源
素材使用量が全体的に増えた。売上高が増えたためだと思われる。
- ・ 水道使用量
水道使用量はかろうじて、目標をクリアすることができました。
- ・ 産業廃棄物排出量
年に1回の排出なので、これを維持していきたい
- ・ 一般廃棄物排出量
効果的に削減ができたと思う。
- ・ 環境パトロール
休憩時間の照明の消灯、エアコンの設定など、一部の部署で守られていない。

不良率の低減

売り上げが伸びた分、不良率も上がる結果となってしまった。

不良対策が真の原因まで、掘り下げられていない。

個々の不良の内容を精査し、真の原因を突き止め、同じ不良は繰り返さないようにしていきたい

- ・ グリーン購入
グリーン購入に関しましては、本年度は、OA機器の購入は10件でした。今後もOA機器を新たに購入する際にはエコマークのある製品を購入するようにしたい。
- ・ 家庭・地域の環境保全運動
大掃除の時の会社周囲の清掃活動など、地域の環境保全活動にも参加いたしました。
- ・ 化学物質
化学物質に関しましては、年間1 ton 未満は維持できました。今後も、これを維持していきたい。

9. 代表者による全体の評価と見直し

エコアクション21の活動を全社で始めて13年がたちました。

環境方針については変更ありません。

環境目標につきましては、客先より2030年に2019年比温室効果ガスの30%削減の要請を受けておりますので、当面2019年を基準での削減目標を設定し、実施していきたいと思っております。

太陽光設備の導入により二酸化炭素排出量を大幅に減らすことが出来ました。2019年度比24.35%の二酸化炭素の排出量の削減することができました。次回、太陽光パネルの交換時には、そのライフサイクルに於いて環境に負荷のかからないパネルの導入を考えていきたい。

評価日：2023年3月24日

(有)トキワエンジニアリング 代表取締役 岩附 敬哉

10. 次年度環境活動計画

部署名 (実施責任者)	環境活動内容	活動時期	分類
全社	不具合発生による製品の廃棄・修理・再製作の減少。	毎日	C
	水道配管からの漏水の確認。	毎日	A
	ごみ、廃棄物の分別。	毎日	A
	始業前・休憩時間及び不在場所の消灯。	毎日	B
	不在場所の冷房・暖房器具のスイッチオフ。	使用期間	B
	エアコン設定温度 夏 26℃ 冬 21℃	使用期間	B
	使用しない機械の電源を切る。	毎日	B
品質保証部 (中上 清明)	客先クレーム 1. 0%以下	毎月	C
	外観検査 合格率 99.5%以上	毎月	C
	外注先からの梱包材の再利用促進。	毎日	A
	水道蛇口の漏水確認（掲示有り）。	毎日	A
	脱脂装置を使用しない時は、ボイラーのスイッチを切る。	毎日	B
	化学物質（ジクロロメタン）の使用量の現状維持	毎日	A
管理部 (岩附 美香子)	コピー用紙の裏面利用。印刷ミスの撲滅。	毎日	A
	グリーン商品（OA機器）の積極的購入	随時	D
業務 (明地 広祥)	納期遅延の撲滅。	随時	C
	コピー用紙の裏面利用。印刷ミスの撲滅。	毎日	A
	停車中のアイドリングを極力抑える。	毎日	A
	宅配便の活用など、配送ルートの見直しを行う。	毎日	A
	社用車の燃費計測→エコドライブの実践。	給油時	A
倉庫 (國京 秀年)	(廃棄する仕掛品の重量管理)	廃棄時	A
	簡易包装の推進	毎日	A
	梱包資材の再利用	毎日	A
技術部(村松 昌彦)	ファンヒーターの設定温度 21℃	使用期間	B
	コピー用紙の裏面利用		A
NCT(佐野 了介)	不良率 1.0%以下	毎月	C
プレス(鈴木 修)	不良率 0.3%以下	毎月	C
ベンダー(鈴木 久仁俊)	不良率 0.3%以下	毎月	C
溶接(清島 直樹)	不良率 1.0%以下	毎月	C
仕上げ(相場 雅美)	不良率 0.7%以下	毎月	C

次年度環境活動の分類

分類	環境活動内容
A	資源節約
B	消費電力の節約
C	本業での環境活動計画
D	グリーン購入の推進

11. 環境関連法規への違反・訴訟等の有無

作成日 2009 年 9 月 20 日

更新日 2022 年 2 月 5 日

環境関連法規

環境関連法規名称	規制概要	規制の詳細	規制の適用	状況
環境基本法 (環境省令)	事業者の責務	・ 現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、人類の福祉に貢献することを目的とする。また、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会を構築することを目的とする。 ・ 事業者は、公害を防止し、又は自然環境を適正に保全する為に必要な措置を講ずる責務を有する。 ・ 国民は、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。	事業活動全般	—
静岡県環境基本条例 (静岡県条例)	事業者の責務	・ 事業活動によって生じる廃棄物等の処理及び、その他公害を防止する措置を講じる。 ・ 自然環境の適正保全の為、自然環境破壊の防止に努め、植生等必要な措置を講じる。 ・ 県又は市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する。 ・ 事業活動に係わる製品等が廃棄物となった場合、適正な処理が図られるように、必要な措置を講じる。	事業活動全般	○
生活環境の保全に関する法律 (静岡県条例)	事業者の責務	・ 環境負荷の持続的な低減に努める。 ・ 公害の防止、大気・水・土壌を良好な状態に維持する。 ・ 事業所(工場等)の新增設の場合、生活環境保全について県(市町村)と協定を結ぶ。 ・ 事業所(工場等)に特定施設を設置の場合、設置工事の30日前までに知事に届け出る。	事業活動全般 (事業所の新增設・ 特定施設設置時)	○
環境影響評価条例 (静岡県条例)	事業者の責務	・ 事業所(工場等)を建設しようとする業者は、環境評価準備書を作成し、管轄する市町村長宛に送付する。送付後1ヶ月以内に関係数地内で、説明会を実施する。 ・ 対象事業の実施による、環境への負荷を極力回避又は低減するように努める。 ・ 環境評価の重要性を認識し、手続きを円滑に行なう。	事業活動全般 (事業の変更及び 工作物の新設・ 増改築時)	○
地球温暖化防止条例 (静岡県条例)	事業者の責務	・ 事業活動を行なう際に、温室効果ガス抑制の為の措置を講じる。 ・ 事業活動における、温室効果ガスの排出量を把握する事に努める。 ・ 県が実施する、地球温暖化対策に協力をする。	事業活動全般	○

循環型社会形成推進法 (環境省令)	事業者の責務	・廃棄物の発生を抑制し、その処分の適正な処理を行なう。 ・使用済み製品等の再利用及び、再生利用に努め、廃棄物の削減に努める。 ・3R（リサイクル・リユース・リデュース）の推進に努め、廃棄物の削減に努める。 ・過剰包装をなくし、廃棄物の削減に努める。 ・新エネルギー（太陽光発電等）利用の推進を図る。	事業活動全般	—
PCリサイクル法 (改正資源有効利用促進法) (経済産業省令)	排出者の責務	・使用済みパソコン(ノートブック・デスクトップ)を排出する際に業者に回収を依頼し、再資源化に協力をする。 ・回収該当メーカーの無いパソコンは、『パソコン3R推進センター』に有償での回収再資源化を依頼する。 ・規制の開始以前に購入したパソコンは、回収再資源化料金が必要となる	使用済みパソコン排出時	○
容器包装リサイクル法 (環境省令)	事業者の責務	・廃棄物処分場の不足する事態を解決する為に、廃棄物の削減と資源の有効利用を図る。 ・3R(リサイクル・リユース・リデュース)の推進。 ・分別排出をし、分別収集を行ない、再商品化を目指す。	事業活動全般	該当無し
フロン排出抑制法 (環境省令)	事業者の責務	・特定製品の冷却性能低下などの異常が生じた場合、速やかに補修などの処置を取る。 ・特定製品の簡易検査の実施。 ・特定製品(業務用のエアコン・冷蔵庫・冷凍庫等)の排出や、リサイクルにまわす際に、フロン回収業者にその処理を依頼する。 ・特定製品(業務用エアコン・冷蔵庫・冷凍庫等)からの、フロンの回収及び、破壊の実施を促進し、地球環境の保護を促進する。 ・排出者は、回収破壊に伴う必要な費用を負担する。	特定製品排出時	○
	罰則規定	・規定の措置を取らなかった場合、20万円以下の罰金。		
家電リサイクル法 (経済産業省令)	排出者の責務	・特定家庭用電気機器を廃棄物として排出する際、収集・運搬・再商品化に向けた処理を依頼する事により、廃棄物の減量及び再資源化を目指す。 ・特定家庭用電気機器排出の際に、排出費用を負担する。 ・特定家庭用電気機器とは、以下の4種類。エアコン・ブラウン管テレビ・洗濯機・冷蔵庫 ・排出者は、収集運搬料金と、リサイクル料金を負担する。 ・収集運搬料金は、各収集運搬業者毎の設定料金による。	特定家庭用電気機器排出時	該当無し
	罰則規定	・不法投棄などの場合、5年以下の懲役若しくは、1千万円以下の罰金（廃棄物処理法）		

騒音規制法 (環境省令・静岡県条例)	事業者の責務	・事業活動に伴ない発生する騒音を防止する。 ・生活環境を保全し、国民の健康を保護する。	事業活動全般	○ 2008/11/28 役場へ 届出書 提出済
	環境省令の内容	・規制区域(各dB以内) 第1種: 40～50、第2種: 45～55 第3種: 55～65、第4種: 60～75 ・機械プレス・・・加圧能力294kN以上。 ・空気圧縮機・・・出力7.5kW以上。 ・せん断機・・・出力3.75kW以上。 ・旋盤 ボール盤 平削り盤・・・規制なし。		
	県条例の内容	・機械プレス・・・加圧能力49kN以上。 ・空気圧縮機・・・出力7.5kW以上。 ・せん断機・・・出力3.75kW以上。 ・旋盤 ボール盤 平削り盤・・・全機種対象。		
	罰則規定	・市町村長の命令違反: 1年以下の懲役又は、10万円以下罰金。 ・代表者名による届け出の忘れ、虚偽の届け出: 5万円以下の罰金。		
振動規制法 (環境省令・静岡県条例)	事業者の責務	・事業活動に伴い発生する振動を規制する。 ・生活環境を保全し、国民の健康を保護する。	事業活動全般	○ 2008/11/28 役場へ 届出書 提出済
	環境省令の内容	・規制区域(各dB以内) 第1種A: 55～60、第1種B: 55～65 第2種A: 60～70、第2種B: 55～70 ・機械プレス・・・全機種対象。 ・空気圧縮機・・・出力7.5kW以上。		
	県条例の内容	・機械プレス・・・全機種対象。 ・空気圧縮機・・・全機種対象。		
	罰則規定	・市町村長の命令違反: 1年以下の懲役又は、50万円以下の罰金。 ・代表者名による届け出の忘れ、虚偽の届け出: 30万円以下の罰金。		

廃棄物処理法 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律) (環境省令・静岡県条例)	事業者(排出者)の 責務(環境省令)	・廃棄物排出の抑制に努める。 ・事業者(排出者)と処分委託業者との間で書面による契約をする。 ・許可証の有効期間の確認をする。 ・産業廃棄物の処理の状況を確認する。 ・産業廃棄物の一時保管場所に、保管場所である旨を表示した掲示板を設ける。	産業廃棄物排出時	○
	事業者(排出者)の 責務 (県条例)	・産業廃棄物を生じる事業者は、産業廃棄物管理責任者を置かなければならない ・事業活動によって生じた産業廃棄物を、自らの責任において適正に処理をする。 ・県が実施する、廃棄物の適正な処理に係わる施策に協力する。 ・廃棄物(産業廃棄物)の不適切な処理が行なわれている事を知った時には、速やかにその旨を、県又はその他の関係機関に通報するように努める。		
	廃棄物管理票	・廃棄物排出者は、処分委託業者に、廃棄物の引渡しと同時に、管理票(マニフェスト)を交付する。 ・管理票交付者は、その管理票の写しA票B票・D票及びE票を5年間保存する。 ・管理票交付者は、交付・確認・保管の義務を負う。 ・管理票のB票及びD票を90日以内、E票を180日以内に受領する。 ・交付状況を定期的に都道府県知事に報告をおこなう。 ・管理票が処分委託業者より処理終了後180日以内に返送が無い場合、管理票交付者は、処分委託業者の状況を把握の上、知事へ報告する。		
	罰則規定	・委託基準違反・・・5年以下の懲役又は、1千万円以下の罰金。 ・管理票の不交付、未記入及び虚偽の記載・・・6ヶ月以下の懲役又は、50万円以下の罰金。 ・管理票保存義務違反・・・6ヶ月以下の懲役又は、50万円以下の罰金。		
下水道法 (環境省令)	目的	・都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与するとともに、公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。	下水使用時	○
	事業者(排出者)の 責務	・事業者(排出者))公共下水道の使用の開始などの届け出を行わなければならない。		
	罰則規定	・使用の開始の届け出を行わず、又は虚偽の届け出を行った者は20万円以下の罰金。		
化学物質排出把握管理法(PRT法)	事業者の責務	・化学物質管理指針に留意し、指定化学物質の管理を行う。	指定化学物質使用時	○

	排出量・移動量の把握・届出	・指定化学物質の排出量及び移動量を把握する。 ・規定量以上の排出量・移動量がある場合は、毎年、都道府県知事を経由して主務大臣に届け出を行う。		
水質汚濁防止法	事業者の責務	特定施設の設置等の届出義務 定期点検・記録・保存の義務	有害物質の排出時	○
	損害賠償	事業活動に伴う有害物質の汚水又は廃液に含まれた状態での排出又は地下への浸透により、人の生命又は身体を害したときは、当該排出又は地下への浸透に係る事業者は、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。		
エネルギーの使用の合理化等に関する法律	事業者の責務	工場等におけるエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図る。		○
地球温暖化対策の推進に関する法律	事業者の責務	地球温暖化対策に関し、地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること		○

状況 ○：遵守 ー：努力目標 該当無し：当年度は該当無し ×：違法有り

2022年3月19日現在、環境関連法規などの逸脱はありませんでした。また、関連機関からの指摘並びに地域住民等からの苦情・訴訟なども過去3年間ありませんでした。